

個人情報に関する取扱規程

前文

公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）は、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じるものとする。

本協会は、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、会員ならびに職員への教育・指導を徹底し、研修会等の場において、年一回以上、上記目的の研修会を開催する。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、本協会の個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善する。

（個人情報の取得）

第1条 本協会は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得する。

（個人情報の利用目的）

第2条 本協会は、愛媛県における視覚障害者福祉の増進と文化の向上を目的とした団体であり、取得した個人情報は事業に必要な範囲で利用し、その他の目的には利用しない。

2 今後、個人情報に変更等が発生した際も引き続き個人情報として取り扱う。

3 上記の利用目的を変更する場合には、その内容を会員に対し通知・公表する。

（個人データの安全管理措置）

第3条 本協会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損防止その他の個人データの安全管理のため、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を実施する。

（個人データの第三者への提供）

第4条 本協会は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しない。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 「視覚障害者福祉の増進」または「視覚障害者文化の向上」のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める 事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 会員の個人情報を、必要な範囲内で業務委託先（発送業者等）に提供することがある。その際は万全な保護体制を取るものとする。

（センシティブ情報の取扱い）

第5条 本協会は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」という。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行わない。

- ① 適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者に提供する場合
- ② 法令等に基づく場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ④ 「視覚障害者福祉の増進」または「視覚障害者文化の向上」のため特に必要がある場合
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（個人情報管理の責任体制）

第6条 本協会における個人情報取り扱いに関しては、会長を統括責任者とし、実務は事務局がこれに当たる。

- ① 個人情報取り扱いについての監査は、定例の監査会において監事が行う。
- ② 当該責任者が規定に違反したと認められる場合には、「個人情報保護法」等関係法令に則り、処罰するものとする。

（本協会への照会）

第7条 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関する請求については、本協会事務局（〒790-0811松山市本町6丁目11-5 愛媛県視聴覚福祉センター内

電話・FAX 089-926-2233 メール ekba@bz01.plala.or.jp）に申し出があった際に、照会者が本人であることを確認の上、対応するものとする。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は令和6年3月3日より施行する。(令和6年3月3日理事会決議)